

いわて 公益法人だより



第41号
(令和8年4月)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039 (直)

【INDEX】

【審議会からのお知らせ】	...P1
事業報告書における注意点について	...P2
公益法人の機関運営等について	...P3～4
新しい公益信託制度について	...P5～6

【MESSAGE】

本年度もよろしくお願いいたします。

新年度にあたり、改めて機関運営における注意点や新しい公益信託制度について掲載します。

また、別添のとおり、令和8年度の法人ごとの担当職員をお知らせいたします。法人からの相談も含めた窓口となりますので、ご確認よろしくお願いいたします。

【審議会からのお知らせ】

① 令和8年度の岩手県公益認定等審議会の開催日程について

第1回 6月12日／第2回 9月7日／第3回 12月7日／第4回 3月9日を予定しています。

「変更認定」及び「変更認可」については、申請から審議会への諮問までに(審査や申請書類の修正対応等で)標準的な場合で2か月程度かかります。

行政経営推進課へ予めご相談の上、早めに申請のご準備をお願いします。

② 県庁総務部行政経営推進課の公益法人・移行法人担当職員について

各種申請や届出の受理、立入検査の実施等を担当する行政経営推進課の担当職員をお知らせします。

東野、佐々木、細川、高橋の4名が皆様の窓口となります。

法人ごとに担当させていただきますので、別添の一覧をご確認ください。

制度改正による定期提出書類の切り替わりに伴い、
令和7年4月1日以降に開始した事業年度に係る事業報告書においては、**様式が変わります(旧様式は使用できません)**。
「定期提出書類の手引き」を御参照いただき、その他の添付書類についても手引きを確認のうえ、作成くださいますようお願いいたします。



※様式変更後、最初の事業報告書の提出となりますので、定期提出書類の手引きを事前に一読してくださいますようお願いいたします。

最新(**令和7年12月25日版**)の「定期提出書類の手引き(公益法人編)」は下記URLから御参照ください。

URL: <https://www.koeki-info.go.jp/activities/documents/bjjsik7v50.pdf>

公益法人の機関運営で見落とししやすいポイント！！

これまでの点検調査等において確認した事例です。以下の項目は見落としやすいようですので、再度ご確認 ☑ ください

※「法人法」＝一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

機関運営 カレンダー

3月頃
予算
理事会

□ 代表理事及び業務執行理事の業務の執行状況について、理事会に定期的に報告し、議事録にも明示していますか。

（業務の執行状況の報告は、法人法第98条第1項による理事会への報告の省略の対象外です。）

【法人法 § 91②・98②】

□ 理事会に提案する事業計画書、収支予算書等について、代表理事まで稟議書を回していますか。

（定款で、「事業計画及び収支予算等は代表理事が作成」とあれば、理事会の決議や総会等の承認前に、代表理事までの稟議が必要です。）

5月頃
決算承認
理事会

□ 理事会に提案する事業報告及び決算書類について、代表理事まで稟議書を回していますか。

□ 監事の監査を受けましたか。 ※残高証明書についても確認を受けてください。

（公益法人は、各法人の定款の定めに従い、事業報告及び収支決算等は代表理事が作成し、監査を受けて理事会の承認を受けることになります。）

6月頃
定時
社員総会
（評議員会）

□ 招集にあたり、日時、場所、目的等を理事会において決議していますか。 【法人法 § 38②・181①】

□ 開催日は、決算を承認した理事会から中2週間（14日）空けていますか。 【法人法 § 129①②】

（開催日の2週間前から、決算書類、事業報告及び監査報告を、主たる事務所にあっては5年間、従たる事務所にあっては3年間、備え置く必要があります。）

□ 役員選任について、個別に決議をとっていますか。 （ガバナンス上、それぞれの候補者について個別に決議することが望ましいとされています。）

□ 招集通知は法令で定められた日までに、議案書（決算書類、事業報告等）と一緒に、社員（評議員）に発出していますか。 【法人法 § 125】

□ 委任状は、本人の記名及び受任者欄の記載がなされている有効なものですか。

（予め代表理事のみを受任者とする様式の配布も望ましくありません。）

□ 議事録作成の際、決議要件を満たしていることを明確に記載していますか。

（決議方法として不明瞭な“拍手多数”ではなく、法人の定款を確認の上で特別決議を必要とする場合は総数の3分の2以上、それ以外は出席者の過半数の賛成が得られていること等を明確に議事録に記録しましょう。）

（理事改選直後）
代表理事等
選出理事会

□ 再任された役員についても、就任承諾書、履歴書、欠格事由に該当しないことの確認を行っていますか。

（役員と法人は委任の関係です。就任承諾書で委任関係を確認することとなるため、就任承諾書は毎回必要です。また、欠格事由に該当しない旨についても、役員本人から確認書を記載してもらい、履歴書でその内容を確認しましょう。）【法人法 § 64・65・172・173・認定法 § 6】

□ 他の同一の団体の役員が理事の3分の1を超えていないか、履歴書等で確認していますか。 【認定法 § 5XI】

（構成メンバーが同じ別組織（任意団体含む）がある場合は特にご注意ください。また、地方自治体や商工団体等も対象になりますのでご注意ください。）

（必要に応じ）
理事会

□ 理事会に提案する補正予算、事業計画の変更案について、代表理事まで稟議書を回していますか。

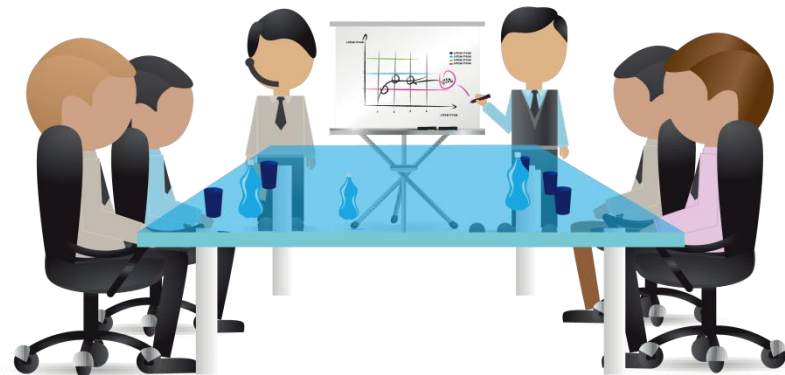
（※上記のうち、法人法に基づく項目については、移行法人についても同様に適用される事項ですので、参考にご覧ください。）

決算承認のための社員総会又は評議員会の開催日について

法人法 § 129①②

Q 「決算承認のための社員総会又は評議員会の開催日を、理事会の開催日から中2週間以上空けないといけないのでしょうか？」

A 法人法により、計算書類及び事業報告等は社員総会又は評議員会の2週間前の日から事務所に備え置く必要があります。計算書類及び事業報告等を承認する理事会の開催日と社員総会・評議員会の開催日は、必ず【中14日以上】空ける必要がありますので、社員総会・評議員会の開催日は、**「理事会を開催した日+15日」以降の日程**で設定する必要があります。カレンダーを見て両開催日の間の日数を数えましょう。

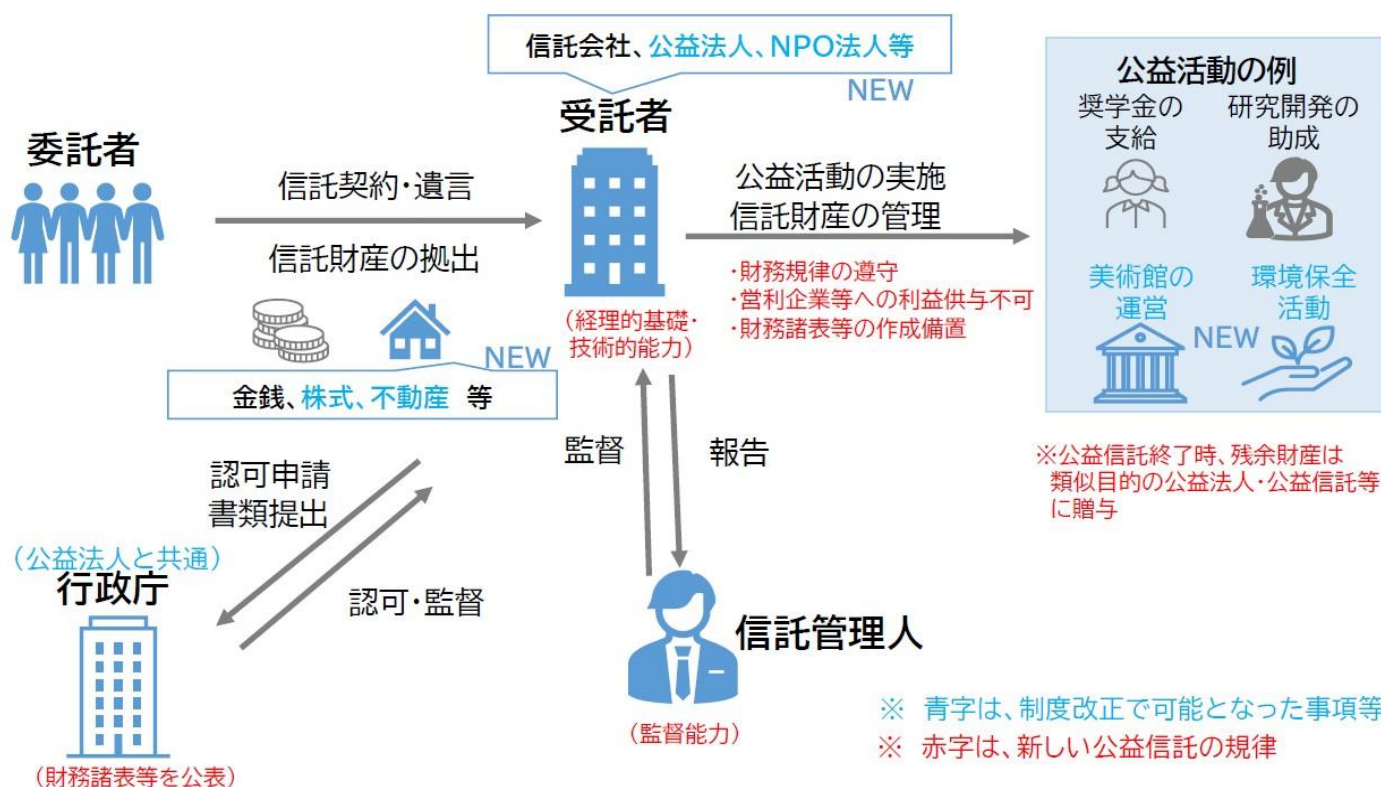


新しい公益信託制度について①(再掲)

公益信託制度については、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことから、公益法人制度と比べて利用されていませんでした。

今般、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)が公布され、主務官庁制を廃止して**公益法人と共通の行政庁**が公益信託の認可及び監督を行う制度に改められたほか、**公益信託の認可基準及びガバナンス等が法定**されました(令和8年4月1日施行)。

そのほか、関連する税法令の改正も行われ、**公益法人**やNPO法人等が**公益信託の受託者**となる**ことが可能**となりました。



新しい公益信託制度の開始に伴い、公益法人及び移行法人には次のような影響があります。

【公益法人】

①認定取消し等の際の公益目的取得財産残額の贈与先、②解散時の残余財産の帰属先に「公益信託の信託財産」が追加されます。(認定法第5条第20号・21号及び認定令第9条第3号の改正)

【移行法人】

③公益目的支出計画における特定寄附の寄附先、④解散時の残余財産の帰属先に「公益信託の信託財産」が追加されます。(整備法第119条及び第130条の改正)

対応に当たっての留意点は次のとおりです。

※全法人が必ず対応しなければならないものではありません。
追加の必要性については、各法人において御検討ください。

【公益法人】

上記①、②の追加を行う場合は、**定款変更が必要**です。

①について定めた定款の条項の変更は禁止されていますが(認定法第30条第5項)、贈与先に公益信託の信託財産を追加するための変更は**1回に限り認められます**。(新公益信託法附則第28条)

【移行法人】

上記③、④の追加を行う場合は、定款変更は不要です。

ただし、③の追加については、**公益目的支出計画の変更認可を受ける必要**があります。

なお、法令等の解釈・運用及び審査・処分の基準や考え方を示すものとして、「**公益信託認可等ガイドライン**」が公表されています。申請の手引きとあわせて、下記URLから御確認ください。

【内閣府 公益法人information】 <https://www.koeki-info.go.jp/trust/xdhrfcsob0.html>